

紀美野町第4回定例会会議録

平成25年12月13日（金曜日）

○議事日程（第3号）

平成25年12月13日（金）午前10時00分開議

- 第 1 発議第 6 号 北道議員に対する問責決議（案）について
 - 第 2 議案第 6 6 号 紀美野町地区集会所条例の一部を改正する条例について
 - 第 3 議案第 6 7 号 紀美野町移動通信用鉄塔施設条例の一部を改正する条例について
 - 第 4 議案第 6 8 号 紀美野町火災予防条例の一部を改正する条例について
 - 第 5 議案第 6 9 号 工事請負契約の変更について（平成24年度町道平中通り2号線（仮称・新龍光寺橋）下部工事）
 - 第 6 議案第 7 0 号 指定管理者の変更について（紀美野町美里の湯かじか荘、紀美野町毛原オートキャンプ場）
 - 第 7 議案第 7 1 号 平成25年度紀美野町一般会計補正予算（第3号）について
 - 第 8 議案第 7 2 号 平成25年度紀美野町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について
 - 第 9 議案第 7 3 号 平成25年度紀美野町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第2号）について
 - 第10 議案第 7 4 号 平成25年度紀美野町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について
 - 第11 議員の派遣について
 - 第12 閉会中の継続調査の申し出について（総務文教常任委員会）
 - 第13 閉会中の継続調査の申し出について（産業建設常任委員会）
 - 第14 閉会中の継続調査の申し出について（議会運営委員会）
-

○会議に付した事件

日程第1から日程第14まで

○議員定数 14名

○出席議員

議席番号	氏 名
1 番	七良浴 光 君
2 番	町 田 富枝子 君
3 番	田 代 哲 郎 君
4 番	加 納 国 孝 君
5 番	北 道 勝 彦 君
6 番	向井中 洋 二 君
7 番	上 北 よしえ 君
8 番	伊 都 堅 仁 君
9 番	仲 尾 元 雄 君
1 0 番	松 尾 紘 紀 君
1 2 番	美 野 勝 男 君
1 3 番	美 濃 良 和 君
1 4 番	小 棕 孝 一 君

○欠席議員

な し

○説明のため出席したもの

職 名	氏 名
町 長	寺 本 光 嘉 君
副 町 長	小 川 裕 康 君
教 育 長	橋 戸 常 年 君
消 防 長	家 本 宏 君
総 務 課 長	井 上 章 君
企画管財課長	増 谷 守 哉 君
住 民 課 長	牛 居 秀 行 君
税 務 課 長	中 谷 嘉 夫 君
保健福祉課長	山 本 倉 造 君

産 業 課 長	大 窪 茂 男 君
建 設 課 長	山 本 広 幸 君
総務学事課長兼 教 育 次 長	中 尾 隆 司 君
生涯学習課長	岩 田 貞 二 君
会 計 管 理 者	西 切 博 充 君
水 道 課 長	温 井 秀 行 君
地籍調査課長	尾 花 延 弥 君
美 里 支 所 長	西 敏 明 君
国体推進課長	南 秀 秋 君
代表監査委員	向 江 信 夫 君

○欠席したもの

な し

○出席事務局職員

事 務 局 長	大 東 淳 悟 君
書 記	中 谷 典 代 君

開 議

○議長（小椋孝一君） 規定の定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

（午前 10 時 00 分）

○議長（小椋孝一君） 本日の日程はお手元に配付のとおりです。

◎日程第 1 発議第 6 号 北道議員に対する問責決議（案）について

○議長（小椋孝一君） 日程第 1、発議第 6 号、北道議員に対する問責決議案について、議題とします。5 番、北道勝彦君の暫時退席を求めます。

（北道議員退席）

○議長（小椋孝一君） 説明を願います。

13 番、美濃良和君。

（13 番 美濃良和君 登壇）

○13 番（美濃良和君） 本日の、また本年最後の議会のこの日にこのようなことに対して決議の案を出さなければならないというのは非常に残念でありますけれども、このいきさつがありましたから、私のほうから決議案に対して説明を申し上げたいと思います。

皆様も御承知のとおり、この間、北道勝彦議員が自分で作成されたとする紀美野町議会議員北道勝彦の名前でビラを持って回られております。皆さん方もこの全員協議会でも、またそれぞれお宅でごらんになったかと思いますが、中身というのは談合があったと。内容的には官製談合なんです。官製談合というふうなことで旧野上町時代、黒西町長、寺本助役、また〇課長、当時課長でありませんでした恐らく小川、現在の副町長と、こういうふうに推測できる方々の名前を出してビラが配布されておりました。

この中身は官製談合を言うてするような記事なんですけれども、官製談合というのは大体町長が式札というんですか、予定価格を特定の業者に漏らして、そうしてやるんですけれども、どういうわけか助役がそれを流したと。それも事実であるというふうな内容で書かれておりました。

当時私も監査委員でございまして、北道議員がこの 8 億 5,000 万円の返還を町に求めるという裁判を起こす前に、監査委員会にこの監査の請求がございました。当時議員方にも来ていただいて傍聴してもらったと思いますが、そのときに北道議員のほうで、

このことに対しての証拠があるのかというふうに質問いたしましたら証拠はないと、このようにはっきり申されて、議員方も聞いておられると思います。

また、私はこの裁判にもほとんど傍聴に行かせてもらったんですけども、その中で裁判官が北道さんの証言に立ったときにどういうことであるのかということで聞いたら、唯一証拠と言われるのが、暑いころであったと思うが、ビールを飲みながら土建業者と話をしていたら談合があったと、そのように聞いたと。で、裁判官が、それではどなたが言ったのかというふうに質問いたしましたら、それは言えないと、これが唯一証拠らしい証拠なんです。

裁判結果は皆さん方も御存じのように、原告北道勝彦の証言に信用が置けないと、このように書かれて北道原告が敗訴と、こうなったわけであります。そういうふうにあるまして、まさに談合云々を言っていますけれども、何ら根拠はない。そういうふうな中で予定価格を寺本、当時助役が漏らしたことは事実であるというふうなことまで書かれている、そういうふうなビラというのは、私たち同じ議員としても非常に恥ずかしいものであると思います。

私たちは、議会の議員というのは当局と1歩離れて2歩離れるなど、このように私たちの議会の議員必携にも書いてありますが、べったりついてしまうとあきませんが、反対に離れてしまうような、そういう信頼関係を失う、まさにこの信頼関係を失うでもこのように侮辱したような、そういうビラをつくっての信頼関係を崩してしまうようなことはあってはならないというふうに思います。

そういうことでありましたが、きょうは午前中9時からの全員協議会で、北道議員は本来出したビラについて謝ると。その謝りの内容を確認するための全員協議会でありましたけれども、その場での北道議員がおっしゃったのは、これは謝らない、謝罪しない、伊都議員が質問した内容について納得いかん。あのときの伊都議員の質問に対して町長の答弁というのは当然談合はなかったと、そう言って非常に名誉毀損についても考えるようなことであると。名誉毀損はやらないというふうに言われましたけれども、しかしそれに値するような中身であったようなことは伊都議員と町長との質問の中身であったかと思います。それが気に入らんから謝罪はしない、そういうふうな中身だったかと思いますが、何にしても本来ならば謝罪をして、そして我々議会も当局との間をうまくやっていくと、そういうふうにならなきゃなりません、そうではなく、謝罪はしない。町長が謝罪をするならば謝罪をしてもいいよというふうなことまでおっしゃったわけで

ありますけれども、まさに話にならない問題であると思います。

そういうことで全員協議会は終わったわけでございますけれども、これでは私たちは本当に当局との間で信頼を置いた議会運営はやっていけない。また町民の皆さん方にもそのように誹謗中傷的な内容のビラを出すということは、議会の品位を傷つけられたことになると思います。そういうことで問責決議を提案したいと思います。私のほうで問責決議案について朗読したいと思います。

北道議員に対する問責決議（案）

町議会議員の任務は、選挙で選ばれた住民の代表であることから、その責務は町行財政が適性に運営されているかを監視監督することであり、町当局に間違いがあればそれを是正させるために尽力することである。

しかしながら、地方自治法と会議規則等には、「品位」と「批判には代案をもってせよ」とまで責任ある態度が求められている。秩序のない無責任な行動は懲罰に科せられることもあり、民主的な議会議員としてのルールを順守するとともに品位を保持しなければならない。

にもかかわらず、北道勝彦議員は明らかな証拠も示せないまま、旧野上町時代に「談合」が行われていた。あるいは当時の助役であった現町長がそれにかかわったという、個人を中傷するチラシを配布している。

証拠をもつての適性な批判であるならば、当然の議会人としての活動であろうが、証拠なしに談合という大罪を犯したという宣伝をすることは許されない行為である。

これらは、北道勝彦議員が「談合をしたとされる業者に対し、町が不当に損した８億５,０００万円について請求するよう求める。」として訴えを起こした大阪高等裁判所において、控訴人北道勝彦の訴えが棄却された裁判で、司法において決着した事件である。

つまり、北道勝彦議員は訴えを提起した本人であるから「裁判の内容を十分熟知」しているにもかかわらず、北道勝彦議員の配布したチラシには、起訴状内容の改編や新聞記事の内容改編、事実に基づかない恣意的な記述、及び特定個人に対する中傷記事などが記載されている。

このように、北道勝彦議員の行為は行政当局との間の信頼関係を損なうとともに、議会の品位を著しくおとしめるものであり、見逃すわけにはいかない。

よって、北道勝彦議員には、同行為に対する反省と謝罪を求めるとともに、町民に対

し、配布したチラシが謝りであったとする謝罪文の配布を求める。

以上決議する。

平成25年12月13日。紀美野町議会。

以上です。

(13番 美濃良和君 降壇)

○議長(小椋孝一君) これから質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(小椋孝一君) これで質疑を終わります。

これから発議第6号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

12番、美野勝男君。

(12番 美野勝男君 登壇)

○12番(美野勝男君) 反対討論を行います。

内容は、議員活動としては事務監査請求を行い、そして談合ありの裁判を起こし、結果は談合はなかったと結論が出ているにもかかわらず、それを無視したことは大変議員として悪いことであると思うのでありますが、しかし議会の外のことであり、3日の全員協議会で行き過ぎた行動と思わないのかとただしたところ陳謝すると発言がありましたので、私はここでとどめるべきであると考えるところでございます。

というのは、刑事事件あるいは議場での違反行為であるならば別ですけども、対外的なこと、あるいは先般の議会で町長が一般質問に答えた内容ではっきりしているので、問責決議は何の法的手だて、根拠もないことであるので、社会的制裁ということはありますけれども、行ってもその効力が難しい状況であると考えますので反対をいたします。

(12番 美野勝男君 降壇)

○議長(小椋孝一君) 賛成討論ありませんか。

8番、伊都堅仁君。

(8番 伊都堅仁君 登壇)

○8番(伊都堅仁君) 今回の北道議員のビラというのは、もう初めから終わりまで誹謗中傷、なおかつ、まず本当のことではないことを書いて、それを議員の名前で出しているという、とにかくどうこう言えないような状態のものであり、ここに今美野さんの御意見がありましたけれども、議員必携の中の懲罰のところに、議場外の行為であっ

ても正当な理由がなく欠席した者、秘密会の内容を漏らした者、また議会運営に直接的な影響を与えるような行為がある場合には、議会の議決によって懲罰を科し、ということになるというふうな文章もあります。ちょっと美野さんの御意見には賛成しかねるということで賛成討論といたします。以上です。

(8 番 伊都堅仁君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 反対討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (小椋孝一君) 賛成討論ありませんか。

9 番、仲尾元雄君。

(9 番 仲尾元雄君 登壇)

○ 9 番 (仲尾元雄君) 賛成討論を行います。

北道議員の配ったビラはまことにでたらめで誹謗中傷記事ばかりで、全くもってのほかの行為だと思います。それと今反対討論をされました美野さんの意見ですけども、先日 10 日の全員協議会で大変間違った記事を載せたと、私は町民に対して謝りますと北道議員が全議員の前で陳謝をして、議員に謝っていただいてもだめなので議会で町民に対して謝りますと堂々と言って、きょうになれば手のひらを返したようにそれもうそであつたと。そういうことをするような方はほんまに議員の風上にも置けないというんですか本当に困ったものであります。

私は問責決議案もいいんですけども、辞職勧告でもしたほうがいいんじゃないかと思うぐらいであります。問責決議案の案が出ておりますので賛成いたします。以上です。

(9 番 仲尾元雄君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 反対討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (小椋孝一君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (小椋孝一君) これで討論を終わります。

これから発議第 6 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

発議第 6 号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立少数)

○議長（小椋孝一君） 起立少数です。

したがって、発議第6号は否決されました。

5番、北道勝彦君、着席をお願いします。

（北道議員入場着席）

○議長（小椋孝一君） しばらく休憩します。

休 憩

（午前10時18分）

再 開

○議長（小椋孝一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時20分）

◎日程第2 議案第66号 紀美野町地区集会所条例の一部を改正する条例について

○議長（小椋孝一君） 日程第2、議案第66号、紀美野町地区集会所条例の一部を改正する条例について、議題とします。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） これで質疑を終わります。

これから議案第66号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） これで討論を終わります。

これから議案第66号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

◎日程第3 議案第67号 紀美野町移動通信用鉄塔施設条例の一部を改正する条例について

○議長（小椋孝一君） 日程第３、議案第６７号、紀美野町移動通信用鉄塔施設条例の一部を改正する条例について、議題とします。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） これで質疑を終わります。

これから議案第６７号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） これで討論を終わります。

これから議案第６７号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第６７号は原案のとおり可決されました。

◎日程第４ 議案第６８号 紀美野町火災予防条例の一部を改正する条例について

○議長（小椋孝一君） 日程第４、議案第６８号、紀美野町火災予防条例の一部を改正する条例について、議題とします。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） これで質疑を終わります。

これから議案第６８号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） これで討論を終わります。

これから議案第６８号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小椋孝一君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第69号 工事請負契約の変更について(平成24年度町道平中通り2号線(仮称・新龍光寺橋)下部工事)

○議長(小椋孝一君) 日程第5、議案第69号、工事請負契約の変更について(平成24年度町道平中通り2号線(仮称・新龍光寺橋)下部工事)を議題とします。
これから質疑を行います。

13番、美濃良和君。

(13番 美濃良和君 登壇)

○13番(美濃良和君) 少しお伺いしたいと思います。

この工事2,600万円ほどの増額になるということでもあります。今12月の中ごろでございまして、確認したいんですけれども、この工期いつまでであるのかお伺いしたいと思います。

(13番 美濃良和君 降壇)

○議長(小椋孝一君) 建設課長、山本君。

(建設課長 山本広幸君 登壇)

○建設課長(山本広幸君) 美濃議員のこの工事の工期ということでございます。

この工期につきましては平成26年2月28日となっております。以上でございます。

(建設課長 山本広幸君 降壇)

○議長(小椋孝一君) 13番、美濃良和君。

○13番(美濃良和君) 2月28日ということで、それはもう大丈夫ということで当然進んでられると思うんですけども、今現在土建業者のうちでもいろいろと大変なように聞きます。以前から言っているように、この吉田組はどうであるのか知りませんが、労働者が少なくなっている。それで各町内の業者もそれぞれに大変なように聞きます。また機械も実質的に無理無理状態で減ってきている。足りないところはレンタルで済まされるようなんですけれども、各地のそのように業者がレンタルを利用するものでレンタルの機械がなくなっている。

また、さらに今の大震災におけること等によって資材が減ってきている。そういうふうな状況の中で資材がない、また機械がなかなか難しい、それから労働者の数も減って

きているというふうな中で、この工期というのは非常に考えていかなければならんというふうに思います。この場合は吉田組が引き続きやるということでございますけれども、その辺のところをどのように考えておられるのか、工期の点からお聞きしたいと思います。

○議長（小椋孝一君） 建設課長、山本君。

○建設課長（山本広幸君） 美濃議員の再質疑にお答えします。

議員がおっしゃられるように、確かにこの年末につきましては各地で災害等がございまして、業者のほうも忙しいということは私どもも認識しております。その中で今回の変更にかかわる土留の柵ということでございます。これにつきましては特殊なボーリング、機械で岩の中へ穴をくって、そこへ鉄の柱を立てたり、それからまた引っ張りのP C工棒と、専門的ですけどもP C線を入れて、その柵を支えるというようなことの工事でございます。かなり特殊な工事でございますので、こういう工事につきましては余りほかでは使われていないということで、機械につきましても十分確保できるということでございます。

それから吉田組にしましては、この工事は下請等の形になると思うのですが、橋台工事につきましてはそれなりの工期で十分段取りをしていただいております。橋台の大きな鉄筋等が必要になるのですが、それについてももう既に準備はされているということで、この工期で間に合わせるということで聞いておりますので、それでやっていただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（小椋孝一君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） これで質疑を終わります。

これから議案第69号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） これで討論を終わります。

これから議案第69号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第70号 指定管理者の変更について（紀美野町美里の湯かじか荘、紀美野町毛原オートキャンプ場）

○議長（小椋孝一君） 日程第6、議案第70号、指定管理者の変更について（紀美野町美里の湯かじか荘、紀美野町毛原オートキャンプ場）を議題とします。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） これで質疑を終わります。

これから議案第70号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） これで討論を終わります。

これから議案第70号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第70号は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第71号 平成25年度紀美野町一般会計補正予算（第3号）

○議長（小椋孝一君） 日程第7、議案第71号、平成25年度紀美野町一般会計補正予算（第3号）について、議題とします。

これから質疑を行います。

3番、田代哲郎君。

（3番 田代哲郎君 登壇）

○3番（田代哲郎君） まず16ページ、歳入の14款国庫支出金、国庫補助金で社会資本整備総合交付金1,875万2,000円の減額ですが、先ほど美濃議員の質疑にもありましたが、この時期の減額というのは痛いように思いますので、この減額はな

ぜなのか、わかっていれば教えてほしいと思います。

それから、あと 17 ページ、18 款繰入金で財政調整基金繰入金からの繰入金 6,734 万 1,000 円が計上されています。繰り入れた後の基金残高がどの程度なのかお聞かせください。

続いて歳出に移ります。21 ページです。3 款民生費で 2 項児童福祉費、保育所費ですが、18 節備品購入費として施設用備品 198 万 1,000 円が計上されています。これは基金を使って行う事業ですが、基金を使ってどんな備品を購入するのかお願いします。

次 22 ページ、衛生費で 2 項清掃費、清掃総務費ですが、紀の海広域施設組合の負担金が 1,006 万 7,000 円計上されていますので、この負担の内容等についてお聞かせ願えればと思います。

それから次、商工費で 23 ページ、観光費、工事請負費で観光トイレ整備工事 121 万 4,000 円です。先般からいろいろトイレの整備ということで説明されていますが、具体的にどことどのトイレをどんな整備をするのか、その内容についてお聞かせ願います。

25 ページです。9 款教育費の中学校費、教育振興費で備品購入で 1,376 万 1,000 円が計上されています。これも具体的にどんな備品購入の予定なのかをお聞かせ願えればと思います。以上です。

(3 番 田代哲郎君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 建設課長、山本君。

(建設課長 山本広幸君 登壇)

○建設課長 (山本広幸君) 田代議員の 16 ページでございます。歳入の 14 款 4 目の土木費国庫補助金の社会資本整備総合交付金の減額 1,875 万 2,000 円でございます。これにつきましては町道平中通り 2 号線、それから町道谷線、それと橋梁修繕工事と 3 事業につきまして社会資本総合整備事業として認めていただいております。これにつきまして当初予算で 1 億 5,900 万円を議会のほうへ上程して認めていただいておりますが、これについて国の補助金の内示額が 1 億 3,015 万 1,000 円ということでございましたので、その分の 65% の補助金ということでございますので、その差額が 1,875 万 2,000 円となっているところでございます。以上でございます。

(建設課長 山本広幸君 降壇)

○議長（小椋孝一君） 総務課長、井上君。

（総務課長 井上 章君 登壇）

○総務課長（井上 章君） 田代議員の１７ページの財政調整基金繰入金の現在高でございます。１１億６,９０７万６,０００円、平成２５年末の見込みでございます。以上でございます。

（総務課長 井上 章君 降壇）

○議長（小椋孝一君） 保健福祉課長、山本君。

（保健福祉課長 山本倉造君 登壇）

○保健福祉課長（山本倉造君） ページ２１の保育所費の備品購入費でございます。これは瀬藤基金により購入するものでございまして、雲梯とかブランコ、鉄棒、八角ジム等の運動器具が主なものでございます。

（保健福祉課長 山本倉造君 降壇）

○議長（小椋孝一君） 住民課長、牛居君。

（住民課長 牛居秀行君 登壇）

○住民課長（牛居秀行君） 議案書の２２ページの４款衛生費、２項１目の清掃総務費の中の紀の海広域施設組合負担金の増額補正につきましては、現在紀の海広域施設組合ではごみ処理場の建設工事を行っております。その建設工事の中で造成工事におきまして増額変更が生じたので、町の負担割合で負担をさせていただく、そのための補正予算でございますので御理解賜りたいと存じます。

（住民課長 牛居秀行君 降壇）

○議長（小椋孝一君） 産業課長、大窪君。

（産業課長 大窪茂男君 登壇）

○産業課長（大窪茂男君） ２３ページの商工費、２目観光費の工事請負費でございます。観光トイレの整備工事ということで１２１万４,０００円でございます。どこかということでございますが、ふれあい公園の公衆トイレ、それから生石高原の公衆トイレ、真国公衆トイレ、この３カ所でございます。

工事内容ですけれども、洋式トイレの洗浄機つき便座、それから小便器の自動水洗となっております。県の観光補助金２分の１をいただいております。

（産業課長 大窪茂男君 降壇）

○議長（小椋孝一君） 総務学事課長、中尾君。

(総務学事課長 中尾隆司君 登壇)

○総務学事課長(中尾隆司君) 議案書の25ページ、9款教育費、3項中学校費の中の2目教育振興費でございます。その中の備品購入費、内訳につきましては理科用の備品設備の整備ということで166万円と、教材用のパソコンの購入ということで1,210万1,000円でございます。パソコンの入れかえにつきましては中学校のパソコン用教室で60台と校務用パソコン5台、計65台の入れかえでございます。これにつきましては平成26年4月からウィンドウズのXPのサポートが切れるということで、切れることによってウイルス等の対応ができないということでもありますので今回計上させていただきます、機器を変えたいということで計上させていただいております。以上です。

(総務学事課長 中尾隆司君 降壇)

○議長(小椋孝一君) ほかに質疑ございませんか。

13番、美濃良和君。

(13番 美濃良和君 登壇)

○13番(美濃良和君) 若干お伺いしておきたいと思います。

1つは22ページの農業費、農業振興費の中で負担金補助、和歌山版果樹産地づくりステップアップ支援事業補助金というのがございます。これは補正ですので1万2,000円なんですが、これについてお伺いしたいと思います。

あと、その下の5目の工事請負費、農業用施設維持費の中の工事請負費、農業用施設維持補修工事で5カ所というふうな説明であったかと思いますが、それについて説明をお願いしたいと思います。

そして、その下の地籍調査で委託料が減額になっておりますが、これについてもお伺いしたいと思います。

あと、24ページの教育費の2項の小学校費の中の教育費で、先ほど田代議員から中学校の備品購入費がありましたが、小学校についてもどうであるのかお伺いしたいと思います。

そして、その下の社会教育費の中の公民館費、工事請負費の小川公民館の改修工事、これについてお伺いしたいと思います。ペンキの塗りかえ等のことが説明あったかと思いますがけれども、現場を見せていただいたら雨漏りとかいろいろとされてるようです。何にしても建物というのは大事に使っていかなくちゃならないし、一番問題なのは雨漏りというふうなことになるかと思います。雨漏りは見せてもらおうと、張っている何

ていうんですかクロスですか、もう相当はがれてきておられるようなんですけど、その辺のところの工事内容についてお伺いしたいと思います。

1枚めくって26ページの中の保健体育費の中の体育施設管理運営費、中ほどにあります。ここで工事請負費が農村センターの工事です。今度は国体でゲートゴルフのデモンストレーションがあるように言われておりますけど、それに関するものであるかと思うんですが、工事内容についてお伺いしたいと思います。以上です。

(13番 美濃良和君 降壇)

○議長(小椋孝一君) 産業課長、大窪君。

(産業課長 大窪茂男君 登壇)

○産業課長(大窪茂男君) 美濃議員の御質疑にお答えいたします。

22ページの農林水産業費、3目農業振興費の19節負担金、補助及び交付金の和歌山版果樹産地づくりステップアップ支援事業補助金1万2,000円でございます。町内の2名の認定農業者の方が10年の使用貸借で永年性作物を作付するものでございまして、当初60アールを見込んでおりましたけれども、補助対象面積が68アールに面積がふえたものでございます。以上です。

(産業課長 大窪茂男君 降壇)

○議長(小椋孝一君) 建設課長、山本君。

(建設課長 山本広幸君 登壇)

○建設課長(山本広幸君) 私からは22ページの5目、農業用施設維持費の中の工事請負費でございます。農業用施設の維持補修工事費として1,000万円の増額をお願いしております。これの箇所につきまして松瀬井水路、それから下佐々井、庄の本水路、福田湯水路、井堰用水となっております。これにつきましては9月15日から16日にかけての台風18号による大雨で土砂が堆積したものでございます。以上でございます。

(建設課長 山本広幸君 降壇)

○議長(小椋孝一君) 地籍調査課長、尾花君。

(地籍調査課長 尾花延弥君 登壇)

○地籍調査課長(尾花延弥君) 22ページの5款1項6目の地籍調査事業費、委託料の163万9,000円でございますが、最終的に変更がございませんでしたので契約額5,617万5,000円ということで163万9,000円の減額となっております。

います。

(地籍調査課長 尾花延弥君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 総務学事課長、中尾君。

(総務学事課長 中尾隆司君 登壇)

○総務学事課長 (中尾隆司君) 議案書の24ページの9款2項の小学校費、2目の教育振興費です。18節の備品購入費582万2,000円の内訳でございます。内訳として理科備品の設備ということで6万9,000円、それとパソコンの入れかえに伴う経費が575万3,000円でございます。パソコンの入れかえにつきましては先ほど説明しましたウィンドウズのXPからの対応ということで、内容につきましてはパソコン教室での24台と校務用で6台の入れかえでございます。以上、説明とします。

(総務学事課長 中尾隆司君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 生涯学習課長、岩田君。

(生涯学習課長 岩田貞二君 登壇)

○生涯学習課長 (岩田貞二君) 私から9款教育費の3目公民館費の中の15節工事請負費、小川公民館改修工事の工事についてであります。小川公民館は平成元年に完成して、それから現在に至っております。最近雨漏り等が起こりまして、その改修防水工事と、周囲の白い壁が黒ずんできたということで外装を含めて行いたいと思っております。

26ページの保健体育費の体育施設管理運営費の中の15節工事請負費の農村センターであります。議員がおっしゃられるようにデモスポの競技がゲートゴルフということになっております。その中で芝のはげた部分とか生えていない部分の芝を張ったりとか、休憩所の屋根のトタンがかなりさびてきていますので、その塗装などとコース看板、コースの入り口へ上コース下コースという案内板を設置して整備したいと思っております。以上です。

(生涯学習課長 岩田貞二君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 13番、美濃良和君。

○13番 (美濃良和君) 22ページ、地籍の163万9,000円の減額ですけども、事情はそれぞれあるかわかりませんが、できるだけ前向いて進めていくと。これは一番担当課においても問題であるかと思いますが、枠をどんどん進めていくような体制をとっていくということが必要かと思うんです。だんだんと高齢の地主さん方と

か山なり土地を知っている方々が亡くなっている状況の中で、一刻も早く終了に向けて進んでいくというのが今大きな課題であるかと思います。委託料ですので、そう簡単にいかんかはわかりませんが、できるだけ減額じゃなくて前向いて進めていくということが求められるかと思いますが、それについてもう一度お伺いしたいと思います。

25ページの小川公民館なんですけれども、社会教育費ですが、当然平成元年でしたら耐震の基準には合致してるとは思いますが、あとやっぱり相当使ってられる施設でもあるかのように思いますので、雨漏りとかそれから外装はしていただくということなんです、その内装の点でやっぱり張っているクロス自体が相当に落ちてきているような状況で、その辺も厳しい財政かわかりませんが、進めていくべきではないかと思いますが、もう一度よろしくお願いします。以上です。

○議長（小椋孝一君） 地籍調査課長、尾花君。

○地籍調査課長（尾花延弥君） この委託費の減額ですが、入札により減額となったものでございまして決して調査面積の縮小はしてございません。まだまだ町内全域調査完了するまでには十数年かかる計画になっておりますが、今後、全域完了期間の短縮に取り組みたいと思っております。

○議長（小椋孝一君） 生涯学習課長、岩田君。

○生涯学習課長（岩田貞二君） 美濃議員の2回目の再質疑ということで、防水工事以外に中の室内のクロス等の内装工事がしなくてはならないのではないかという御指摘かと思えます。課としてまだ調査も面積的にもまだ把握しておりません。その工事も今後検討して進めていきたいと思っておりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

○議長（小椋孝一君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） これで質疑を終わります。

これから議案第71号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） これで討論を終わります。

これから議案第71号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小椋孝一君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第71号は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第72号 平成25年度紀美野町国民健康保険事業特別会計補正予算
(第3号)について

○議長(小椋孝一君) 日程第8、議案第72号、平成25年度紀美野町国民健康
保険事業特別会計補正予算(第3号)について、議題とします。

これから質疑を行います。

3番、田代哲郎君。

(3番 田代哲郎君 登壇)

○3番(田代哲郎君) 35ページ、2款保険給付費、2項退職被保険者療養諸費、
1目の療養給付費です。19節負担金、補助及び交付金で退職被保険者療養給付費70
0万円の補正です。平成24年度実績では当初6,400万円の計上に対して補正額が
1,590万円で、最終的に支出が7,698万2,380円になっています。

それから4項の高額療養費で2目退職被保険者高額療養費、19節の負担金、補助及
び交付金で、やはり退職被保険者高額療養費450万円の補正になっています。これも
24年度実績では600万円の当初予算に補正額が277万8,000円ということで、
支出総額が992万3,000円ということで、毎年当初予算額に対して補正額の割合
が非常に大きいということになっています。このように当初予算に対して補正額が大き
くなる理由というのは、これは一般被保険者の給付費に比べると割合では非常に大きい
ので、その点についての説明をよろしくお願いします。

(3番 田代哲郎君 降壇)

○議長(小椋孝一君) 住民課長、牛居君。

(住民課長 牛居秀行君 登壇)

○住民課長(牛居秀行君) 田代議員の御質疑にお答え申し上げます。

最初35ページ、歳出で2款保険給付費、2項退職被保険者療養諸費、1目療養給付
費で多額の補正額であると。一般被保険者に比べてどうして退職がこのように毎年大き
な補正額になるんだというお尋ねであったかと思います。

現在、国民健康保険の被保険者数につきましては約3,200名ございます。そのう

ち退職被保険者につきましては約３００名でございます。医療費の動向につきましては不確定要素が大変多いため、予測、推測が大変難しいところがございます。特に退職被保険者につきましては一般被保険者と違いまして被保険者数が少ないものでございますので、より医療費の推計が難しいものとなっております。

参考でありますけれども、医療費の総額、これは１０割額で申し上げますと、一般被保険者の医療費につきましては、議員も御承知であると思いますが、平成２０年度から平成２４年度までにつきましては、多少の前後はございますけれども約１１億円程度で横ばいの状況でございますけれども、退職被保険者に係る医療費につきましては、平成２０年度から２４年度までの間で申し上げましたら、これは２０年度になるわけですが多いときで１億１，３００万円、少ないときで６，６００万円、これは平成２３年度の実績額でございます。平成２５年度の予算を組むときには平成２３年度の実績額を大体基準にして組んでおるんでありますけれども、このように年度によって大変乱高下しておりますので、先ほど申し上げましたように退職被保険者の医療費につきましては、一般被保険者よりも分母が小さいために、多額の医療費の方が数名発生いたしますと予算額に對しましての補正額の割合が大変大きなものという形であられてまいります。今回の補正額につきましては、議員御指摘どおり予算額に對しまして多額の補正となりましたことにつきましては率直におわびを申し上げなければなりませんけれども、先ほどより説明いたしましたとおり、医療費の推計には不確定要素が大変多いということもございしますので、その点も御理解を賜りたいと存じます。以上でございます。

（住民課長 牛居秀行君 降壇）

○議長（小椋孝一君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） これで質疑を終わります。

これから議案第７２号に對し、討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） これで討論を終わります。

これから議案第７２号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小椋孝一君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第72号は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第73号 平成25年度紀美野町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算(第2号)について

○議長(小椋孝一君) 日程第9、議案第73号、平成25年度紀美野町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算(第2号)について、議題とします。

これから質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(小椋孝一君) これで質疑を終わります。

これから議案第73号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(小椋孝一君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小椋孝一君) これで討論を終わります。

これから議案第73号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小椋孝一君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第73号は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第74号 平成25年度紀美野町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)について

○議長(小椋孝一君) 日程第10、議案第74号、平成25年度紀美野町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)について、議題とします。

これから質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(小椋孝一君) これで質疑を終わります。

これから議案第74号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） これで討論を終わります。

これから議案第74号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第74号は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議員の派遣について

○議長（小椋孝一君） 日程第11、議員の派遣について、議題とします。

お諮りします。

本件については会議規則第128条の規定に基づき、お手元に配付のとおり派遣することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣については原案のとおり派遣することに決定しました。

◎日程第12 委員会の閉会中の継続調査の申し出について（総務文教常任委員会）

◎日程第13 委員会の閉会中の継続調査の申し出について（産業建設常任委員会）

◎日程第14 委員会の閉会中の継続調査の申し出について（議会運営委員会）

○議長（小椋孝一君） 日程第12、日程第13及び日程第14、委員会の閉会中の継続調査の申し出について、一括議題とします。

初めに総務文教常任委員長から、所管事務のうち、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付いたしましたとおり、特定事件の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

次に産業建設常任委員長から、所管事務のうち、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付いたしましたとおり、特定事件の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

次に議会運営委員長から、次期定例会（定例会までの間に開かれる臨時会を含む）の会期日程等の議会運営に関する全ての事項について、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りましたとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

しばらく休憩します。

休 憩

（午前11時10分）

再 開

○議長（小椋孝一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時11分）

○議長（小椋孝一君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りします。

本定例会に付された事件は全て終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（小椋孝一君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

閉 会

○議長（小椋孝一君） これで本日の会議を閉じます。

平成25年第4回紀美野町議会定例会を閉会します。

(午前11時09分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成25年12月13日

議 長 小 椋 孝 一

議 員 七良裕 光

議 員 町 田 富枝子